



### 活潑化する

### 商法改悪の

### 動き

商事法務六一七号によれば、法務省当局は、日本税理士会連合会、中小企業政治連盟等の反対運動により、国会日程が見送られている。「商法の一部を改正する法律案」を昭和四十七年三月十日付発表（修正案）の縁にそって、国会日程を図るよう、準備を進めていることを大きく報じています。更に経済団体連合会より、十二月六日の法制審議会商法部会に重ねて要望がなされたことも報じています。

### 日税連を

### 盛上げよう

法務省を中心とした、このような法改正推進の動きに対して、日税連では、商法対策委員会を中心にして、その対処策を検討して居るようである。

われわれは、「商法改悪阻止決

## 断じて許してはならない

## 商法改悪

「起大会」の開催を日税連に次頁掲載の通り要望し、日税連も検討して居る模様である。しかし過去の反対運動をふり返って見ても、本格的反対運動が行なわれるようになった昭和四十四年から満四年の間に、このような状態が何回か繰り返された。

### 今こそ

### 青税の

### 底力を

### すべき点

今のべたような状況の中にあつて全青税は、ねばり強く、日税連に働きかけ、更に四十五年十一月十四日には、青税、専税協、婦税の共催で「決起大会」の開催を、日税連執行部に、要望する「決起集会」を開き、ついに日税連をして

昨年、全青税の商法の一部を改正する法律案に関する意見書を

昨年の商法改正に関する動きの中からでてきた警戒すべき問題点は、理論面でのいわゆる税理士監査人論と、運動面での税理士法との取引論である。

商法の一部を改正する法律案要綱では、第九條二、イ、会計監査人は法令により会計監査の業務を営む資格を有する者でなければならぬ。

全国二万七千名の税理士に配付し全税理士の奮起をうながし、二・二二大会を成功させる大きな力となった。われわれは、このような過去の運動の成果をふまえながら一層困難になってきた、商法改悪阻止運動を、最後までねばり強く続けなければならない。

### 今後

### 警戒

るものであり、税務代理は納税者の委任に基づき税務官庁に対して納税者を代理するものであつて、この二つの立場は全く異質のものである。したがつて端的に言つて税理士監査人論は、税務代理権の抹殺と税務監査の導入への道を開く恐れがあると、認めないわけにはいかない。更に職業会計人の監査結果の税務調査への利用の制度（税務監査）化は、現在税務当局が熱望しているところでもあり、財界がかねてより主張している、会計士監査をもつて税務調査を省略しようとしていることとも、あい通づるものがある。

### 水泡に

### 帰すな

### 今迄の労苦

納税者の権利擁護を、その社会的使命とする税理士制度にとつて税務代理権の意義は極めて重要である。このことを税理士法改正において正しく実現するためにも、商法改悪を断じて許してはならない。決起大会等の成果更には全青税が総力をあげて進めてきた反対運動を、水泡に帰してはならない。

ロ、イの資格を有する者は、「命令で定める。」との規定を入れ、税理士も一定の条件をつけて、会計監査人になりうる道をひらくと言ふようなポーズをとっている。われわれはここで今一度、監査と税務代理の正しいあり方を考え、このようなコテサキの修正に感さずてはならない。言うまでもなく、監査は第三者の立場に立つて公正な態度で、被監査会社を調査し、第三者に対してその結果を公表す

# 「商法改悪阻止大会」

## を日税連に要望

商法改正の動きが三度び活潑化してきた。

日税連は十二月一日商対委員会を開き

商法問題に対する基本方針を従来通り反対の立場でいくことを確認している。

全青税では、反対運動の具体的方法に

ついて遅れがちな日税連に対して、「商法改悪阻止大会」を効果的な時期を選んで開催するよう強く要望した。

日税連では、これを受けて、早速、阻止大会の具体化に取り組むものと思われる。

### 商法改悪阻止運動についての要望書

昭和48年1月20日

日本税理士会連合会

会長 木村清孝 殿

全国青年税理士連盟

会長 寺沢 隼人

第68通常国会への上程を阻止された商法問題は、その後鎮静したかの如く伝えられておりましたが、最近財界では「政府修正案」の線に添って海商法の改正も加えて、次期国会で法改正を実現するよう、各方面に強く働きかけております。

粉飾決算防止に端を発した「商法改正」がその目的とは反対に粉飾決算を合法化する方向で今、正に「改悪」されようとしております。このようなとき日本税理士会連合会は、すでに確立された正しい「基本方針」のもとに反対運動を展開しなければなりません。

今国会への上程必至と目されるとき最も効果的な時期を選んで日本税理士会連合会主催の「商法改悪阻止決起大会」を開催する必要があります。

貴会において早急に検討の上「商法改悪阻止大会」開催を決断下されるよう強く要望いたします。

第二十二回税理士試験合格者祝賀会が、各単位連盟で開催されている。

大阪青税では各支部毎に（京都

### ★試験合格者祝賀会★

#### 各青税で開催



支部一月十三日、大阪支部一月十九日、兵庫支部二月三日開催し、埼玉・神奈川・東京青税は共催で一月十三日に開催、名古屋青税も二月十日に開催する予定で着々準備中である。

祝賀会において、本連盟の性格存在意義等が合格者に理解され、組織拡大の一助になること大であらう。



▼余断を許さぬ商法改正の動き

商法改正は日税連、中小企業団体等の反対により、昭和四十七年三月十六日、自民党政調審議会正副会長預りとなっていたが、法制審議会は、すでに決定をみている監査制度の全面改正と緊急改正要望事項に基づく五項目を合せた商法の一部を改正する法律案要綱と更に、去る十二月六日法制審議会商法部会において決定をみた海商法関係の改正を用意している模様である。注目されていた、昨年三月十七日、当時の前尾法相が国会

上程断念直後の記者会見で述べた監査制度の改正部分を緊急改正事項とを切りはなす問題は影をひそめてい

い「イ2資格を有す」は命令で定める」として税理士を監査人に一部加えるかのように受けとれるが、税理士の使命にたちかえりこの問題を論破せねばならない。▼税理士監査人論は、監査の第三者性を失い、税務代理制度を崩壊させる

いうまでもなく監査業務は、第三者性が法的にも、実質的にも保証されていなければならない。このことは、今度の改正案中でも監査役並びに会計監査人の権限強化といひながら取締役会は監査役等の選任権、解任権を実質的に掌握しており、監査の第三者性を著しく阻害していることを指摘してきたが、もし税理士が監査業務を行うこととなると「監査」と「税務代理」の混同をきたし、税務代理制度を崩壊させることとなる。しかも、重要なことは、最近のJICPAによると「証取法以外の監査については、監査証明省令が適用にならないので、公認会計士協会の申し入れにより、昨年七

月から税理士業務は利害関係とならない取り扱いになりました。」と報道している。従って、同一の公認会計士が同一の会社等に対して、監査業務と税理士業務を同時に行う契約を結ぶことができることになった。このことは、利害関係の明確化を主張してきた税理士会の主張に真向うから対立するものであり、両様相まって、監査の第三者性、実効性を著しく阻害するものであり、反対である。

税理士監査論は、「基本要綱」の内容が充分、税理士会内部に浸透していないこともあって、税理士法改正運動にも重大な影響をもたらすこととなり、商法と税理士法との取引論、商法改悪阻止運動のきり崩し材料となることを警戒しなければならぬ。われわれは、昨年の二・二二大会をはじめ数度の決起大会のなかで運動の主体性を確立させつつ、改悪の本質を明らかにしてきたが大企業の利益代表たる経団連と当局の緊密な連携によって押し進められている商法の改正は、国会上程を図る毎に、商事基本法たる商法を小手先だけの意図的な修正案を提出してきた。即ち、大会社と中小会社の二分化の問題、複式簿記による商業帳簿作成義務の一般化、税務監査人論等がそれである。商事基本法の二分化の問題は大

小の差別をますます強めていくいとぐちとなるものであり、大会社優先、中小零細会社冷遇の種となる可能性が極めて強いことは、われわれが既に指摘してきた。次に複式簿記による商業帳簿作成義務の一般化の問題であるが一般的な記帳義務の法定は、先年国税通則法制定の際にも、同法に盛り込まれようとし、多数の反対にあつて結局法定されなかったいきさつをもつもので、今度はそれが商事基本法たる商法に組みこまれようとしている。これは悪名高い大衆収奪の税制といわれている付加価値税導入のための環境整備であり、明らかに意図的な修正の動きといわねばならない。

日税連商対の衆・参両院議員対象の「商法改正問題に関するアンケート調査」(昭和四十七年八月十五日)によると次のような結果がでてい

る。①監査制度改正は見送り、いわゆる緊急改正事項を切り離して改正すべきだ——六十名 ②会社法の全体系を見直してさらに十分時間をかけて検討すべきだ——一八八名 ③株式会社監査制度を改正案どおり改正すべきだ——一八名 ④その他の意見——二十五名。

「私は税理士会のために商法改正を反対しているのではない。日本の商法のために反対しているのである。」(昨年三月自民党法務部会における丹羽久章代議士)の発言に代表されるように、このような商法改悪を断じて許してはならない。剣が峰にたった商法改正問題を断固阻止するため、全青税はその先頭にたとう。

# 張 主 税理士制度の岐路 ——目先の利害に惑わされるな——

村田前会長に、現在の執行部はもろんのこと、全国青税連全會員が、真に一枚岩の固い結束のもとに連盟が発展することを望むのであれば、人情的には筆をとれないだろうが組織の為に、心ま鬼にして、獅子が子を千仞の谷に落す心境でもって、三期会長を努めた立場より、現執行部に対し意見、忠告を寄せて貰いたい旨求めたところ次のような文を頂きました。

尚、その際、『依頼された通り、批判すべきものは批判したが、あくまでも、批判の為の批判ではなく、連盟の発展を願うからこそ、この一文を投ずるのである。』との村田前会長よりの言葉があったことを付言し、會員諸兄弟が村田前会長の意志に反することなく、真剣に連盟の発展を考へ行動することを希望いたします。(広報部長)

何よりもまず會員諸兄にお礼を申し上げたい。去年十一月十一日名古屋で開催されたシンポジウムの席上、感謝状と記念品を戴き有難く思います。過去三期にわたり私に協力してくれた全ての役員を代表して預っておくつもりです。

今後とも理想の灯をかかげ、積極的な言動を切望します。

押久保広報部長より、三期会長を務めた立場から、全国青税連に意見、忠告等を求められましたので会長を辞任して半年の間、冷静に全国青税連を見つめ、私なりの意見がありますので、この際、卒直に申し述べてみます。

まず現執行部に最も欠けている点は「今、全国青税連は何を一番総力を上げて為さなければならぬのか。」と言う点である。去年の代議員総会で承認された

にも色々な方法を用い参加呼びかけをしたものである。幸いにも去年度は、東海から数人の参加があり、混成チームを編成したりした。そして、業界紙を通じて大きく対外的PRをし、本連盟の会報にも大きく取り扱い、日税連や各税理士会、友好団体を招待して、全国青税連の存在を野球大会を通じて内外に示していたのであった。

今年度は、これに代るものとして東南アジアの旅行を企画したが、参加人員の不足で中止とのこと。一体何の目的で東南アジアの旅行をこの時期に考えたのか、何もし

## あえて苦言を呈す

—真の発展を祈念して—

村 田 昭

大運動の大きな一環でもあったのである。しかし、野球選手のみで親睦では特定会員に限定されるので去年度は、これを改善する為にソフトボール大会として誰れでも気軽に参加出来る様にしたのである。この野球大会への参加呼びかけの結果として、神奈川青年税理士クラブが団体加入したし、当時、北海道にも関信・「氷山など

正直いって、あの連盟からの挨拶文を読んで、一体何を考えているのか理解できなかった。商法問題・税理士法問題・各税理士会の役員選挙問題等で最も重要な時期に、例え、この旅行が定員に達し実行されたとしても全くのナンセンスの行事でもあったろうし、心ある会員からの批判は当然出たであらう。企画には責任をもつべきであるし、何をなすにも、当然のことながら目的意識を明確にもつべきである。この旅行を実行したとしても、野球大会以上に特定会員の為の行事となつたであらう。

全国青税連のプラスになることにはないと思うし、最初から実行不能であったのではないのか。次に、署名運動の方法についてふれたい。私は、現在、考えられて実施されている署名運動の方法をとるのには、反対であるし、まかりまちがえば全国青税連にとってマイナスとなる可能性すらあるのではなからうか。連盟から送られてきた「税理士法改正運動の現況」なる文書は、何を会員に現況という名で訴え様としているのか理解に苦しんだ。政府提案が議員立法かの二者択一的な結論を出すべきでないとしながら、日税連に議員立法を強いて推進させる為の

署名運動を展開すること。矛盾もはなはだしい。全国青税連が議員立法にふみ切っていないのは、代議員総会で決議されてもいないし、理事会で決定されてもいない。組織としての正式決定をしないで、この署名運動を総力を上げてやれるのだろうか。

議員立法を強力に推進するには、色々の問題がある。各種の角度から検討する為の特別委員会なり、小委員会を設けて慎重に検討し、結論を出して、臨時代議員総会で決議し、組織の総力を上げて、日税連にせまると言うのであれば理解出来ないこともない。全国青税連で正式決定しないものを日税連に、せまるとに無理があると思う。過去に於て税対としては議員立法で行うことを決定したことがあるが、理事会・総会に提案するには各種の問題点が税理士法改正を議員立法で運動するには内在していたので出せなかったのである。

私は議員立法には大賛成であるし、東京税理士会の会報(東京税理士会第一六三号・昭和四十五年八月十一日)や支部の会報(東京税理士会目黒支部会報第十号)に雑文を発表したこともある。議員立法そのものには異議はないが、署名運動の方法、特に全国青税連の會員

からの署名をとる点と青税連会員外に署名を求める点には疑問を感じている。

もともと署名運動は、組織のない個人の人々が、一人の意思を集約する運動であり、組織をもつ全国青税連は、特に重要な運連方針であるから、臨時代議員総会を開催して決定すべきものと思う。

これによって全会員の意見を確認すれば、全国青税連の組織決定は充分であるし、それを裏付ける意味での署名ならばともかく、今回の運動は全く異なっている。全国青税連が街頭に出て、国民から納税者から国民の為の税理士制度の確立を叫びつつ署名を願う運動ならば話は判る。一歩さがって、二万余の税理士から署名をとる運動にしても（実際は青税連委員の署名をとるが）現在の執行部の消極的な行動力からみて不可能に近いのではないだろうか。

もし、こんなことはなからうが全国青税連の会員の内一名でも署名がとれない場合は全国青税連としては問題が出てくる。臨時代議員総会でも開催しての決議事項ならば、会員はその決定に服する義務があるが、そうではないし、会員の中には、ただ単に、議員立法の方向で日税連を動かすと言うだ

けでは、果して如何なものか。署名が二万余の過半数以上に集まれば幸いだが、それ以下であれば、日税連を動かすどころか、逆に議員立法の賛同者が少ないこととなり、逆効果を生むだろう。

次に問題にしたのは、署名簿の提出先が日税連会長となっている点である。この署名運動の目的は日税連を動かすことにあるらしいがそれならば別に方法はないものだろうか。労多くして効なし的な署名運動より、日税連の理事会・正副会長への強力な働きかけ等を行う方が効果的ではなからうか。特に正副会長会に対して誠意、日常的に働きかけを実行することこそ、先決ではないのか。

日税連会長に署名簿を提出して「ご苦労さま」と言はれたら、何んの意味もない。現在、行われている署名運動を完遂させるには執行部が精力的に全国各地をとり廻り、会員一人一人を訪問するぐらいの覚悟がないと、不可能に近い。それだけの覚悟を執行部はもっているのだろうか。署名運動を行うので協力頼みだけでは、消極的すぎるし、説得力に欠ける。全国青税連は、かっこうの良いことを思いつきのに打ち出しては連盟の存在価値が疑われる。税理士法

改定、特に議員立法の手段を用いる決心をするなら、日税連の体制を改正、特に東京税理士会などの体制をまず改革することこそ先決でその為の運動をするべきである。さて今年度は世間の流行と同じく海外旅行ブームが全国青税連にも影響したのか、付加価値税欧州視察団を派遣すること。大変ご苦労な話で成功を祈るが、時期的な点を考慮してほしかった。三月中旬から下旬と言えば、商法改悪反対運動の山であるし、その前の準備期間を含めて考えると、相当のエネルギーをこれに要すであらう。それだけのエネルギーを商法改悪反対運動に向けてほしいし、今年度は各税理士会の会長選挙を含む役員改選の年でもある。法改正を行うにしても足もとが強固でないとなげ興行的に終始することは過去の体験でも判る。人を得ずして体制強化は困難であるし、体制強化を先ず達成してこそ法改正への道が近づくことを考えると、執行部が中心となり、全員一致協力して商法改悪反対運動に当り、そして、各税理士会の改革に立ち上る必要がある。

確かに、付加価値税について現地視察をし、意見書にまとめ上げることには大きな意義がある。

しかし、今、この時に全国青税連の要職の役員が日本を留守にすることは問題があるし、精力を二分することはどうであらうか。あれを企画し、これを企画して果して効果的なのであろうか。

特に十日たらずの日数で外国での反対材料を集めることは、言葉の通じない、例え通訳を介したとしてもテクニカル・チームを要することであるので色々な問題もある。又、外国での反対運動をそのまま日本に導入出来ない困情の相異・国民感情の相異などを考え合せると意見書を作成するだけのデータ集めに終る可能性もある。これを国民運動まで盛り上げることまで企画されているのであ

らうか。既に他の中小企業等の各種の団体では現実の実践運動を具体的に実行している段階なのである。多額の費用、これとて自己負担であることからしてもう少し、理事会等で効果・時期なども考慮して決定してほしかったと思う。何事も全国青税連の目的達成と言う観点に立ち、最も有意義な方法を採る必要がある。何もしないより、した方が良いと言う発想で

の会務運営ではどうしようもない。何はともあれ、成功を祈るし、意見書発表後の具体的な反対

運動を考え、意見書発表だけに終らないでほしい。

次に商法改正問題であるが、今春には再び上程必至の状況ときいている。去年度は一応の成果を勝ちとったが、今年は、どの様な具体的方法で日税連を、動かそうとしているのか。署名運動に力を入

れずして、商法改悪反対運動の力を二分化させることは、厳にいましめる必要がある。商法改悪反対運動は非常に難しい情勢にきているし、これにまず全力を投入することが先決と思う。最後に地区別代議員会は二月に開催すると聞いているが、後半期に開催しても意味は薄れる。年一回の代議員総会は、執行部が如何に努力してもセレモニー化する傾向にあるので別に年一回前半期に地区別代議員会を開催し、部長・委員長以上が開催地区に向向して、代議員の声を直接聞いて会務運営の参考にする為であったのである。今もってどの地区でも開催されていないが、執行部は地区別代議員会の意義を真剣に考えてほしいと思う。

更に、日税連に意見書なり要望書等を提出した場合には、回答をとり会報を通じて会員に知らせる努力を払ってほしい。特に去年の十月十七日付で日税連に提出され

た要望書(会報第十)には全国青  
税連は文書にて回答を求めている  
のであるから、会員にすれば如何  
なる回答を日税連がするかを待つ  
ているものと思う。出さなければ  
の要望書ではこれ又意味がない。

そして、組織拡大運動は積極的  
に現地出向を中心として動いても  
らいたい。積極的に動くことに意  
義があるし、地方の会員からも本  
部は積極的に行動してほしいとの  
要望もあるのだから。又、個人加  
入会員の存在を忘れないでほしい

全国青税連の会務運営は手間ひ  
まで出来るものではないし、執行  
部は先頭に立って日常活動を行な  
い、特に日税連に対しては積極的  
にアプローチしてほしい。如何な  
る努力をしても協體的な全国青  
税連に後退させてはならない。執  
行部は全国的な視野から全ての会  
務運営をし、確固たる信念をもち  
税理士制度の発展を心から考えて  
積極的言動をするべきである。

全国青税連の真の発展を祈念す  
るからこそ、あえて本稿をしたた  
めたのである。なお、この原稿を  
書くに当り、若干の部長や、地方  
会員の意見を伺ったし、誤解を生  
まない為に、部分的には事前諒解  
をとったことを付言しておく。

昭和四十八年一月一日記

### 業務改善部の アンケートによせられた

研究活動を充実してその成果を  
どんどん発表してほしい。(新潟)  
イデオロギー偏重、非妥協的姿  
勢にならないようお願いしたいと  
思います。(新潟)

他界の人達との交流が出来れば  
良い、しかも只の交流でなく、コ  
ンピューター会計などの目的にし  
てやって頂ければ幸いだ。(盛岡)  
行事に積極的に参加したいが遠  
隔地の為に欠席している。(秋田)  
社会に対する制度的活躍、働き  
かけは勿論、それと相俟って会員  
各単位事務所内における経営的、  
合理化の為の資料配布、相互交換  
等の活動をより取り入れられたし  
各会員の事務所の健全と安定が、  
会活動への参加を可能とし、連盟  
の発展につながる。(岐阜)

流動化する未来を先き取りする  
よう努力をして戴きたい。あくま  
でも次の時代の税理士界を背負う  
ための行動・実践であり、業界の  
反主流派を形成すべきものではな  
い。そのため、同志的結合体とし  
て、自己のレベルを高め、格差を  
埋めてゆきたい。(北海道)

### 会員の声

現地出向懇談会をスケジュール  
化すべく検討中の由ですが、結構  
です。北海道では非実施してほし  
いと思います。(北海道)

基本路線に全面的に賛意を表し  
ます。頑張ってください。(神戸)  
できるだけ早く全国組織の確立  
を図る必要がある。組織のある会  
では本会の役員に一人でも多くな  
れるようにする。つまり単位会の  
民主化、税理士理念の昂揚を図り  
つつ、日税連にこれを反映させる  
ことを考え、青税がその原動力に  
なってほしい。(兵庫)

地に足のついた活動をより積極  
的に  
理論にとらわれず世情に役立つ  
アピールの出来る事業の実行、並  
行して特設廃止の推進に全力をあ  
げ、有料相談所等は弁護士会を見  
ならうべきである。税理士会に対  
し、強制講習の実施等具体的な地  
位向上の方策の具申を行うべきで  
ある。(兵庫)

商法、税理士法、付加価値税等  
の問題に、更に迅速積極的の大衆  
運動を展開してほしい(兵庫)

全会員の意志を充分に入れてほ  
しい。(久留米)  
内憂外患の多い税理士業界とな  
って来たように思います。税理士  
の資格においてでなく税理士であ  
る質量において社会的地位の確保  
をせねば生きられないと思いま  
す。かかる時点で青税が一致団結  
して業務改善をはかることは当を  
得ていると思います。(大阪)

全会員の接触が不足。幹部の独  
走の感がある。幹部の人達の努力  
には感謝している。(京都)  
広報を早く。(京都)

税理士会の核となって大いに活  
動してほしい。特に組織拡大して  
地方の青年税理士を組織化してほ  
しい。(愛知)  
合同事務所等に対する意向を取  
りまとして欲しい。(愛知)

益々発展を祈る。若い人の努力  
を信じています。(名古屋)  
税理士法改正に当り、税理士試  
験受験者の意見も聴く必要あると  
ころから、全受連との関係をも緊  
密に  
望みます。(名古屋)

税理士法改正運動に全力を。神  
奈川青税には積極的に参加してい  
るが、全青税となると、なんと  
く親しみがうすい。(横浜)

会報、業務資料等文書活動を活  
潑にすべし、そのため会費の値上  
げはやむをえない。業務改善部で  
会計事務所の各種帳簿調査の参考  
集しゅう文集を編集希望。(横浜)

意見交換の同志不在のため、全  
青税の行事に出席する機会を失っ  
た。全青税は政治連盟か親睦団体  
か判断できない点が多い。(横浜)  
研究部活動を積極的にして自己  
の研磨に努めるよう指導願いた  
い。(神奈川)

御苦勞様です。アンケート結果  
を楽しみにしています。(東京)  
よくやっている、感謝。(東京)  
発展を念願致します。(東京)  
独断先行を禁ず。(東京)  
税理士法改正を急ぐこと。もう  
一步詳細なるアンケートが望まし  
い。(東京)

各単位連盟と重複せぬように留  
意の事。各単位連盟及び個人会員  
並びに関係諸団体と、全国的規模  
で連携し、協力出来る体質を速  
急に確立すること。(東京)

連盟の活動には基本的に賛成。  
開業当時の闘志が薄れていくのは  
なせか淋しい。しかし、自分の足  
元をふみ固めなければ生存競争に  
勝つ事が出来ない現状(税理士会  
そのもの)である事を認識して  
ほしい。(東京)



7・8・9頁  
 編集人 総務部長 荻野 弘康

### 第3回理事会報告

昭和47年12月12日

於 東京税理士会館

議長 岩田克夫

#### 議題

- (1) 署名趣意書等の承認に関する件
  - (2) 「税務調査の法律的知識」に関する件
  - (3) 組織拡大報告
  - (4) 各部、各委員会報告
  - (5) その他
  - (イ) 付加価値税に関する件
  - (ロ) その他
- 会長挨拶のあと議題の審議に入った。
- (1)については、「署名趣意書」と説明文「税理士法改正運動の現況」について審議が行なわれた。
- 奥田(名古屋)「名古屋でも署名

運動は推進しているが、議員立法でいくということについて、全青税として組織決定しているのかどうか。又、このような大きな運動をするときには予め単位会の諒解を得てやる方がよいのではないかと寺沢会長議員立法が政府提案かという二者択一の論議ではないが現状では議員立法の方向で働きかける方が効果的であると判断した。

議員立法についての組織決定はしていないが、本年度の税対の事業計画でも、明確に議員立法のための実践的な諸活動の検討を行う旨を掲げているので諒解して欲しい。法対運動を日税連や単位会に働きかけるのは正しいが、政策や企画までも相談するというのは自主性に欠けるのではないかと。自ら法対運動にとびこんでいくという姿勢が大切だと思ふ。

このあと個人加入会員の署名趣意書の集め方などが討議され、原案通り承認された。

(2)について、金子理論小委員長より「税務調査の法律的知識」に反論する文書を作成中であることと原案を二月初旬の理事会にかけることについて説明がなされた。

市原理事(名古屋)より「理事会の前に原案を送付して欲しい」旨の要望がなされ、その縁に添って作業を進めることとされた。

(3)について、勝部組織部長より「本年度に入って八百名の未入会者に連盟のしおりなどを送付した毎日少しずつであるが個人会員が増加している。団体加入についても、各地域と連絡をとっている。組織拡大は困難な仕事なので、全会員の協力をお願いしたい旨の報告がなされた。

このあと個人会員より地域の報告が次のようになされた。

内山(静岡)「そろそろクラブをつくろうかという動きもある。今迄イメージが悪かったが、シンポジウム後は好転している。私も積極的にやりたい。当初は親睦を中心としてスタートすることも考えている。

浜(長野)45才までの人が80名位おり、これを中心としてクラブづくりを検討している。結成後の方向なども見極めた上で発足したいと思ふ。

村山副会長コンピューターの用事で、宮崎、福岡、熊本、鹿児島を廻ってきた。地方では、全青税への誤解もある。鹿児島の人と接しよくしてきたが、他県の情報を得るのはむずかしいようである。

個人会員一八五名を中心として組織拡大を図るのが急務である。関信地区についても引続き、積極的にやっていく。

寺沢会長 各単位青税の資料を個人会員に送るということについて諒解して欲しい。

全青税の添書をつけて活用したい出席者一同これを承認した。

大阪青税の北野、パンフを個人会員に送ることも合せて承認された。

内山(静岡)「私は自民党青年部の役員もやっているが、組織拡大の秘訣は「足でかせげ、声をかけよ」である。全青税も積極的にやってみて欲しい。

村山副会長足でかせぐことをもう少し深くたどうか。

矢頭副会長組織的に分担する。デンワ運動をやることを具体的にしてみたらどうか。

村山副会長具体的スケジュールをたてるべきである。

寺沢会長組織部と組織強化委員会プログラム化することで一任して欲しい。

内山(静岡)未加入者名を知らせて欲しい。

勝部組織部長果別に整理してあるので送付します。

(4)について 小泉業務改善部長より、業務関係のアンケートについて中間報告があり、もう少し回答を得てコンピューターにかけた旨の提案がなされたが、出席者より他の回収率に照らして二五九通は標準的な回収率なので、集計に入って欲しい旨の発言がなされ、議場に話ったところ、集計に入るべきだとの意見が多く、早速、集計と分析に入ることとなった。

増田副委員長より、「署名運動」の推進方について強い要請がなされたのち

湖東付加価値税副委員長より、日税連は11月27日税制審議会付加価値税の創設は適切でない旨の意見書をとりました。12月22日の日税連の理事会でこれを承認すれば一応日税連の付加価値税に対する反対の組織決定と考えてよい。

全青税付加価値税の欧州視察団に資金カンパをお願いしたい。

増田(東京)全青税としてやるのか岩田付加価値税委員長でできることならその方が望ましい。

矢頭副会長組織としてやることには反対である。個人的芳志という

ことであるべきである。  
 岩田付加価値委員長付加委でさらに検討したい。  
 市原小規模委員長名古屋、岐阜、長野の商工会や青申会で六十台位の端末機を入れようとしている。小規模委の中で慎重に検討して何らかの意見表明をしたい。

以上で一切の審議を終了し、役員忘年会に入った。

忘年会は、村田前会長の乾盃の音頭で始まり、一時間に亘り、和気あいあいと過し後半における全青税の健闘を誓いつつ、奥田組織強化副委員長の閉会の辞で終了した。

### 制度委員会

昭和47年12月3日

於 東京税理士会館

委員長 矢頭 昇

(1) 「税務調査の法律的知識」について

矢頭委員長パンフの印刷スタイルはどのようにしたらよいか。  
 金子(神奈川)東京青税方式よいのではないか。

岩田(東京)大阪や名古屋はどのようにすすんでいるのか。  
 矢頭(大阪)北野講演などをやったが、連盟としては出す予定はない。  
 北野講演と国税庁の法律的知識を対比させた形でパンフをつくっている。

市原(名古屋)大阪と同じことをやっている。

矢頭委員長全青税でつくるパンフは、青税会員用、一般会員用、納税者用のいずれを対象とするのかについて審議したい。

岩田(東京)青税会員用で、一般会員については機関紙などに掲載して貰ったらどうか。  
 予算措置はどうか。

荻野総務部長青税会員には無料配布で、委員会費四十五万円のうち二十万円位を充当したい。  
 一般会員にも配布する場合には、予算もないので有償配布にせざるを得ない。

矢頭委員長内容については、総論に関する部分を討議するが、理事会にかける原案は正副会長、制度委員一任でよいか。

村山(埼玉)事前に理事に原案を配布、組織決定を行うべきである。  
 岩田(東京)最終段階で専門家の監修をやった方がよいと思う。

(2) 税理士法改正問題について  
 荻野(東京)日弁連の意見書に対する反論はどうなっているのか。  
 寺沢会長12・6日税連と日弁連で懇談会を行うこととなっているが大阪合同税理士会と大阪弁護士会との懇談会の席上、自主権と使命については合意を得ている。

地対委員長日税連の基本要綱について批判せよという声もあるが法改正運動が日税連でも具体化しており、基本要綱の線に添って法対運動を進めることが急務であると考えられ、日税連の法対運動を促進させることに力を入れない。

全青税の署名運動を推進したい。  
 村山(埼玉)未組織地域の署名回収の具体的なスケジュールをたてるべきではないか。

矢頭委員長提案して下さい。  
 村山(埼玉)アンケートをすることにしても、誰がどの地域を担当し、いつまでにということを決めることを提案したい。

寺沢会長前回、地区別委員長が、個人会員宛にアンケートをしたり、手紙を出したりということを検討した。その方向で努力したい。

(3) 付加価値税問題  
 岩田付加価値委員長欧州視察団の帰朝報告をまとめた。参加者は現在三十名近いが、単位青税で未

参加のところもあるので是非参加して貰いたい。  
 12・19に結団式を行う。  
 付加価値税と税理士制度に関する小パンフをまとめた。  
 市原(名古屋)視察団は、東京と婦税だけでもいくのか。  
 岩田付加価値委員長三十人をこえているし、未参加の団体にも願わしい是非とも成功させたい。

寺沢会長日税連は、税制改正の要望のなかで付加価値税は適切でない旨の意見表明している。これが12・22の理事会で承認される予定なので、今後は他団体の情報収集に努めたい。

(4) 商法問題について  
 平山商対委員長日税連は、監査制度を切り放して出るとの観測をしているようだが、財界では連結納税申告制度や税務調査省略への期待と中間配当の創設に相当執着しているようなので油断できない。

村山(埼玉)全青税としては取組み方がのろ過ぎるのではないか。  
 商法改正は着々と進行しているのので、スピードアップの必要があるのではないか。

荻野(東京)株式分割と海商法の改正の動きもある。  
 「税務調査」のパンフと同じ位のスピードでやる必要がある。

矢頭委員長期限は2・5の理事会を目標としてやることでよいか。  
 村山(埼玉)早くやるべきだ。  
 地方では、税理士監査人論に賛成している向もあるので、理論的補強に努めるべきである。

### 制度委員会

(理論小委員会)

昭和47年12月11日

於 教 弘 会 館

委員長 金子秀夫

議題 「税務調査の法律的知識」  
 金子小委員長東京青税がまとめたものを叩き合っている。東京青税の制度部長の渡辺さんに簡単に御説明をお願いしたい。  
 渡辺(東京)東京青税では、九月から十一月にかけて六回の委員会を延十日間に亘って行い、これをまとめた。国税庁の法律的知識は徴税サイドの一方的見解であり、このまま放置しておくことは国民のために有害である。その内容は課税の公平のためにという美名のもとに、主権在民の精神を忘れてありとあらゆる権限を税務職員に与えているもので法というものの認識に著しい偏向が伺える。法は国家が国民を取締るためにあるの



ではなく、国家権力の限界を示し  
 国家と国民が対等の立場に立つた  
 めに存在するものである公共の福  
 祉のために、課税の公平のために  
 と不当な受忍義務を課すのは国家  
 権力の乱用以外の何ものでもない  
 われわれは、国民の権利を守る立  
 場から、冷静に国税庁の見解を批  
 判し、国民のための税務行政が行  
 われることを望むものである。  
 東京青税の意見陳述のあと、パンフ  
 の審議に入り、総論の検討に入り  
 午後九時一部字句修正を行ない、  
 総論については合意に達した。

### 商法対策特別委員会

昭和48年1月20日

於 東京税理士会館

議題 商法改正問題

平山商対委員長より経過説明がな  
 されたあと討議に入った。

東京青税より参考資料として提出  
 された政府修正案についての批判  
 書を検討し、基本的には同じ方向  
 でいくということになった。

会計監査人の範囲を拡大するとい  
 う点についても、昨年の3月10日  
 の段階で自民党法務部会で提示さ  
 れており、それに対して日税連の

## 組織拡大報告 (福岡県)

組織部長 勝 部 慶 次

1月18日、寺沢会長、荻野総  
 務部長と私の三人で福井県敦賀  
 市を訪問し、現地の青年税理士  
 と懇談会を開く機会を得たので  
 ここに報告いたします。

会長と総務部長は、東京から  
 ひかり、こだま、特急とのりつ  
 いで敦賀へ3時間20分、私は大  
 阪から特急で直行1時間30分、  
 小雨の敦賀駅で3人が顔合せ  
 る。現地着・午後5時30分ごろ  
 懇談会は地元の「あみや」で  
 午後6時より青年税理士11人を  
 集め、小浜市の斉藤清輝会員  
 (組織部理事)の司会で始めら  
 れる。現地着・午後5時30分ごろ

連盟で推進している「署名趣  
 意書」についても、出席者全員  
 の署名がなされ、新規に4名の  
 方が連盟に入会申込書を出され  
 3時間に亘る懇談会を終了した

の改正を加えて、従来通り一括上  
 程するという方針を固めており、  
 日税連としてもこのまま放置する  
 ことはできない。2月半ばごろに  
 上程阻止の決起大会を開きたい。

C P A ニュースの宮坂会長の挨拶  
 の中にある任意監査における税理  
 士業務は大蔵省の諒解のもとに公  
 認会計士業務とともにできるとい  
 うことについて目下事務局に調べ  
 させている。

野氏が見えられ、現状分析から見  
 通しなどについての説明があった  
 波多野談、財界では最近、海商法

ということになった。  
 全青税の従来からの理論的な柱  
 については正しいが、運動も長く  
 一般会員の間では商法改悪の税理  
 士法改正に与える法害を忘れて、  
 税理士法改正にウェイトを置きす  
 ぎているきらいもあり、ここで、  
 新しい角度から、商法改悪を見直  
 す必要があるとの意見が出され、  
 その様な方向で積極的に反対運動  
 を展開することとなった。

### 制度委員会

(理論小委員会)

昭和48年1月20日

於 東京税理士会館

小委員長 金子秀夫

前回において、「税務調査の法  
 律的知識」の批判パンフの総論に  
 ついての討議を終了したので、今  
 回は各論に入ることとなった。

質問検査権について最高裁の評  
 決も下りたので、この判決をもと  
 にさらに理論的補強を計ることと  
 なった。判決文の中で、適正手続  
 は刑事手続だけに限定されるもの  
 ではない旨の下りもあり、前進的  
 ともいえる判決であるということ  
 で意見の一致を見た。

事前調査について論議が集中し、

北野教授の指摘する如く、罰則規  
 定の伴う質問検査権は事後調査に  
 限定され、罰則規定の伴わない質  
 問検査権によって行政指導という  
 名のもとに行われるのが事前調査  
 であり、事前調査は納税者側で断  
 わることができるということで意  
 見の一致を見た。

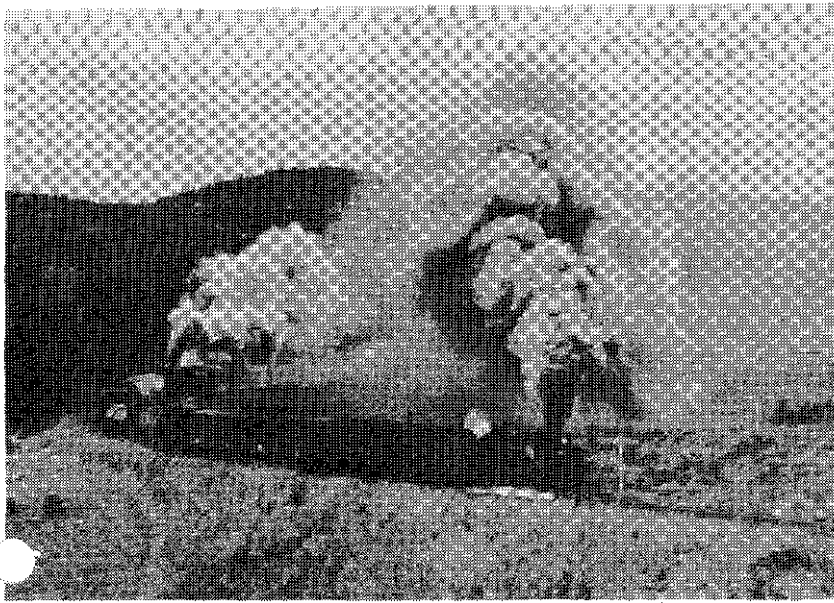
しかし、質問検査権の罰則につ  
 いて除外規定のないことから意見  
 が分れ、事前調査における税務職  
 員の質問検査権の存在には疑問点  
 が生じ、単なる親切行政にすぎな  
 い決算指導と称する事前調査に罰  
 則の伴う質問検査権は存在しない  
 のではないかという意見も出さ  
 れ、再度、学説、判例等を研究す  
 ることとなった。

シンポジウムで討議された  
 「税理士業務の独占権」について  
 も論議が集中し、独占業務である  
 がゆえの功罪についても討議され  
 税務調査の立会権を税理士だけに  
 限定すべきかどうかについても、  
 熱心に討議が行われた。

2・5の理事会に承認を求め  
 るため作業をスピードアップし、字  
 句の修正等については金子理論小  
 委員長に一任することとして、当  
 日の審議を終了した。

# 煙を追って

東京 高橋 静 雄



— 肥薩線・大畑 — 矢岳間にて筆者撮影 —

僕が鉄道写真を撮る様になってから十有余年になる。幼い頃から出歩くことが好きで、未知の土地を訪ね歩くことが楽しみだった。その為にはどうしても汽車に乗る度々乗るうちに汽車が生きものであることを知った。その生きものの四季折り折りの様々な姿を求めて歩く様になった。

早春のある日、肥後薩摩の国さかいの山間の小さな駅を降りて線路沿いに山道を登って行く。頬を撫でる風はまだ冷いが、木々の枝からは若芽が生々として生命の息吹を感じさせる。あちこちに散在する開拓部落では農夫が仕事に勤んでいる。三キロばかり登って大きく廻った所まで来ると、さき程降りた駅が遙か下の方に見え、二筋の長い線が朝日に眩しく輝いている。

ここでは日本でも数少いループ線の一つなので、汽車は山越えをするために幾重にも重なる山々の山肌を這う様にして登って行く。トンネルの近くまで重い荷物を持って歩いて来ると、かなり汗ばんでくる。今日は風が余りないので汽車は気持よく煙を吹き上げてくれるだろう、適当な場所を見つけてカメラを構える。しばらくして麓の方で汽笛が遠く

く聞え二筋の煙が立ちのぼるのが見えた。

やがて向うの山あいを汽車がすすかにドラフトを響かせて見えがくれしながら登って来る。

近くの林の中では小鳥達がさえずり農家の庭には米が横たわっている。汽車はいくつかのトンネルをくぐって、だんだんと登って来る。

機関車は「デコイチ」ことD51型機関車が童謡にある様に、前引きあと押しで威勢よくドラフトを響かせている。しばらく音だけ聞えていたが、やがて山かげから姿を現した。後押し機関車との呼吸も合って、「ドッドドッド」ど地ひびきをたててカーブを廻って近づいて来る。今までじっとしていたカメラが一斉にまばたきを繰り返す。

機関士が、忙しく投炭している。

機関士は手を挙げて我々のウィンクに答えながら通り過ぎて行く。汽車は山々に大きくドラフトをこたませながら峠目ざして登って行く。やがてトンネルに入るであらう「ポッ」と汽笛の音を残して消えて行った。また暫し小鳥の囀りの後、いつもの静けさが戻っていた。

# 清流

●商法問題は今年も我々の繁忙期にやって来た。会員諸兄姉よ、目をそらさず機敏に行動しよう。

●本年は日税連、各単位税理士会の役員改選の年、税理士会の体制改革の為に真剣に選挙に取り組もう。

## 編集後記

▼「会員の声」掲載に協力いただいた小泉業務改善部長に感謝いたします。

▼前号予告の「シンポジウム」の内容報告が本号に掲載できなかったことをお詫びいたします。

▼当広報部に叱咤激励の電話等を下さる会員に紙上より御礼申し上げます。と共今後とも宜敷く。

## 全国青年税理士連盟

東京都豊島区長崎2丁目17番12号  
1丁目イッポウ403号  
サンビルビル1711  
電話 03(950)1755  
理事 佐野生人 事務 佐野生人  
副理事 金子長 事務 佐野生人  
編集 廣部 事務 佐野生人  
印刷所 日本経通社